

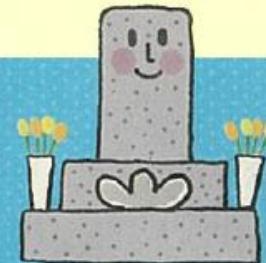


役所の手続きが必要です！

【中央区版】

お墓のお引越し

「改葬」の手順と手続き



「改葬」とは、すでに墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている遺骨を他の墓地や納骨堂に移すことをいいます。

「改葬」には、どのような手続きが必要なのでしょうか。



「改葬」には役所の手続きが必要です。

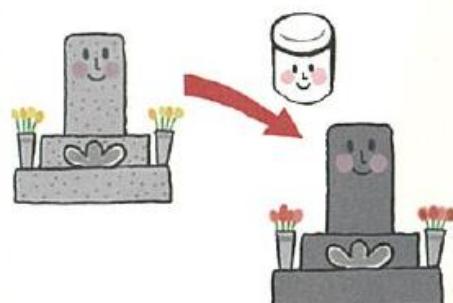
現在の墓地・納骨堂から遺骨を引き取る時、改葬先の墓地・納骨堂に遺骨を移す時に**「改葬許可証」が必要**となります。

現在、遺骨を納めている墓地・納骨堂の所在地が福岡市内であればその区の生活環境課で手続きを行います。

次の場合、改葬許可証は発行できないことがあります。

- 改葬先が決まっていない場合
- 改葬先の墓地や納骨堂が自治体から経営許可を受けていない場合

詳しくは各区生活環境課にご相談を。



手続きはどのように進めたういいの？

(福岡市の場合)

1

2部



福岡市ホームページもしくは区役所窓口（生活環境課）で「改葬許可申請書」を入し、必要事項を記載する（2部）。

2



現在遺骨を納めている墓地・納骨堂管理者へ改葬することを伝え、改葬許可申請書に「埋(収)蔵証明」を受ける（2部）。

3



現在遺骨を納めている墓地・納骨堂のある区役所窓口（生活環境課）で申請する。

4



「改葬許可証」を受け取ったら、現在遺骨を納めている墓地・納骨堂の管理者に提示し、遺骨を引き取る。その後、改葬先の墓地・納骨堂の管理者に改葬許可証を渡し埋(収)蔵する。

【お問い合わせ先】
中央区の墓地納骨堂
からの改葬手続き

中央区生活環境課
電話 092-718-1092
FAX 092-718-1079
中央区役所3階⑧窓口
福岡市中央区大名2丁目5-31

自宅に遺骨を置いておくときも、
事前に「埋(収)蔵証明」を。

「手軽に供養できる」「故人を身近に感じられる」などの理由で、墓地・納骨堂ではなく自宅にて遺骨を管理される方もいます。

これは、次の改葬先が見つかるまでの一時保管扱いになるため、自宅で遺骨管理する際は **事前にトラブル防止のため現墓地・納骨堂管理者の埋(収)蔵証明※** を受けておきましょう。

なるほど！



※改葬時に墓地・納骨堂管理者の埋(収)蔵証明が必要となる場合があります。

改葬とは、遺骨を現在埋(収)蔵している墓地・納骨堂から別の墓地・納骨堂へ移すことをいいます。改葬を行うには現在遺骨を埋(収)蔵している墓地・納骨堂がある市町村長の許可が必要で、勝手に移すことはできません。福岡市における改葬手続きは以下の通りです。(※福岡市外の墓地・納骨堂に埋(収)蔵している場合は、その市町村にお尋ねください。)

QRコード

1 申請に必要なもの

- 【1】改葬許可申請書(2部)
 - 【2】申請者の印鑑(申請書に記名押印している場合)



2 注意点

※他の市町村の墓地・納骨堂に埋(収)蔵している遺骨を、福岡市内の墓地・納骨堂に移す場合は、現在、遺骨を埋(収)蔵している墓地・納骨堂がある市町村に、お尋ねください。

※火葬後、自宅に保管している遺骨を、墓地・納骨堂に埋(収)蔵する場合は、届出の必要はありません。

火葬済証明書を墓地・納骨堂の管理者に提出し、遺骨を埋(収)蔵します。

※福岡市の霊園(平尾・三日月山・西部)から改葬する場合には、市立霊園窓口(092-711-4869)にお尋ねください。

※改葬許可証は確認・手続き等のため即日交付されない場合があります。

3 改葬許可申請書

(様式第1号)	改修許可申請書	年 月 日
(あて先) 福岡市長		申請者 住所 _____
		氏名 _____
		連絡先 _____
基地(地番)使用者との関係 本人・本人以外(併記:) ※記入欄に本人以外の場合は下記連絡書類に記入が必要		
下記のとおり改修したいので、基地・埋立に関する法律第5条第1項の規定により申請します。		
記		
1 改修場所		
(1) 現基地(地番) _____		
① 所在地	福岡市 <input type="text"/> 区 <input type="text"/>	
② 名 称	_____	
(2) 改修先基地(地番)		
① 所在地	_____	
② 名 称	_____	
2 改修理由 _____		
3 死亡者の状況 別表のとおり		
上記のとおり埋葬・埋(廻)處していることを証明します。		
保管者 住所 _____		
氏名 _____		
平日昼間に連絡の取れる電話番号 ※記入欄に記入用紙用でない場合、事実確認をさせていただく場合があります。		
承 承 請 申中請は地盤の状況等の確認者以外からの場合は記入してください 上の申請者が改修許可申請を行うことを承認します。		
基地(地番)使用者 在所 _____		
氏名 _____		
平日昼間に連絡の取れる電話番号		

4 手続き方法

1. 「改葬許可申請書」を福岡市ホームページからダウンロードし、印刷する。
2. 「改葬許可申請書」に記入する。
 - ・記入例を参考に、2部とも記入します。
 - ・死亡者の状況で不明な項目がある場合は空欄にせず、「不明」と記入します。
3. 「埋（収）蔵証明」をもらう。
 - ・申請書下部の「現管理者」の欄に、現在遺骨を埋（収）蔵している墓地・納骨堂の管理者から記入してもらいます。
 - ※2部とも記入してもらいます。
4. 「改葬許可申請書」を区役所に提出する。
 - ・現在遺骨を埋（収）蔵している墓地・納骨堂がある区（例：中央区の墓地なら中央区）の区役所の生活環境課へ、「改葬許可申請書」を2部提出します。
 - ※1部は改葬許可証に添付して返却します。
5. 埋（収）蔵している遺骨を受け取る。
 - ・「改葬許可証」を、現在遺骨を埋（収）蔵している墓地・納骨堂の管理者に見せてから、遺骨を受け取ります。
 - ※この時に許可証を管理者に渡す必要はありません。
6. 遺骨を埋（収）蔵する。
 - ・新しく遺骨を埋（収）蔵する先の墓地・納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提出し、遺骨を埋（収）蔵します。



5 改葬に関する各区お問い合わせ先

東区	生活環境課（東区箱崎2-54-1）	電話番号：092-645-1024
博多区	生活環境課（博多区博多駅前2-8-1）	電話番号：092-419-1070
中央区	生活環境課（中央区大名2-5-31）	電話番号：092-718-1092
南区	生活環境課（南区塩原3-25-1）	電話番号：092-559-5101
城南区	生活環境課（城南区鳥飼6-1-1）	電話番号：092-833-4087
早良区	生活環境課（早良区百道2-1-1）	電話番号：092-833-4343
西区	生活環境課（西区内浜1-4-1）	電話番号：092-895-7054

6 上記ホームページ（福岡市の墓地埋葬法取扱い）に関するお問い合わせ先

保健医療局 生活衛生課（中央区天神1-8-1） 電話番号：092-711-4293